

令和3年4月から重度障害者医療費助成にかかる住所地特例制度が変わります。

【住所地特例とは】大阪府福祉医療費助成制度では、原則として、対象者の住所地市町村が実施主体（医療証の発行主体）となります。しかし、この原則どおり運用すると、入所施設等が多い市町村ほど助成額が増大して市町村財政を圧迫し、当該市町村における他の市民サービスに影響を及ぼす可能性があるとともに、入所施設等が少ない市町村と財政上の不均衡が生じてしまいます。こうした事態を回避するため住所地特例制度を設けています。対象者が大阪府内の他市町村の施設等に入所等をして施設等所在地に住所を変更した場合には、施設等所在地の市町村ではなく、施設等に入所等をする前の住所地市町村の対象者となります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

対象施設

住所地特例が適用される対象施設を拡大します。
（国民健康保険の住所地特例対象施設と同じにします。）

- 病院
- 診療所
- 児童福祉施設
- 障害者支援施設（従来から対象）
- 老人福祉施設
- 介護保険施設
- 介護保険特定施設

対象者の加入保険

※従来どおり

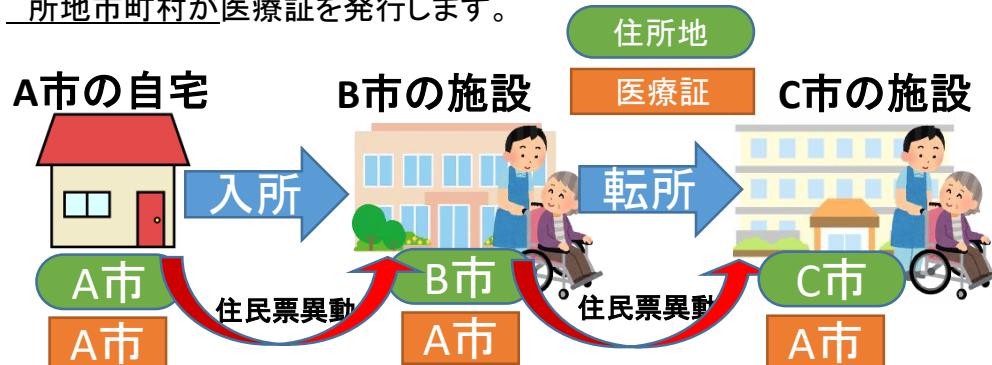
以下の医療保険に加入されている方が上記施設等に入所等された場合に住所地特例が適用されます。

- 国民健康保険
（ただし、国民健康保険組合は除く）
- 後期高齢者医療

お問い合わせ：茨木市障害福祉課 電話072-620-1636

2以上の施設等に継続入所等した場合の取扱い

- 2以上の施設等に継続して入所等した場合（転所等）であって、それらの施設等所在地に順次住所を変更した場合は、最初の施設等入所前の住所地市町村が医療証を発行します。



- その他、2以上の施設等に継続入所等した場合で、住所の変更が上記以外の場合の取扱いも、国民健康保険の住所地特例制度の考え方になりません（対象者の加入医療保険が市町村国保の場合は、保険者となる市町村と医療証を発行する市町村が同じになります。）

（経過措置）令和3年4月時点で既に入所等をしておられ、今回の改正によって医療証の発行主体が変わる方については、令和3年10月31日までに転所等で新たな住所変更がない場合に限り、次の医療証更新時（令和3年11月）から変更を適用します。